

平成20年西東京市教育委員会第2回定例会会議録

- 1 日 時 平成20年2月26日(火)
開会 午後2時00分 閉会 午後4時02分
- 2 場 所 防災センター6階 講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹 尾 格
委員長職務代理者 角 田 富美子
委 員 宮 田 清 蔵
委 員 沼 本 禧 一
教 育 長 宮 崎 美代子
- 5 出席職員 教 育 部 長 名古屋 幸 男
特 命 担 当 部 長 村 野 正 男
教 育 企 画 課 長 青 柳 昌 一
教育部副参与兼学校運営課長 富 田 和 明
教育部副参与兼教育指導課長 大 町 洋
統 括 指 導 主 事 石 井 卓 之
指 導 主 事 小 坂 和 弘
教育部副参与兼教育相談担当課長 長 澤 和 子
教育部副参与兼社会教育課長 波 方 幹 徳
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 東 原 隆
公 民 館 長 相 原 昇
教育部副参与兼図書館長 小 池 博
- 6 事務局 教育企画課企画調整係長 白 井 清 美
教育企画課企画調整係主査 清 水 達 美
- 7 傍聴人 1人

平成20年西東京市教育委員会第2回定例会議事日程

日 時 平成20年2月26日(火) 午後2時00分～
会 場 防災センター6階 講座室2

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第8号 教育目標・教育方針について
- 第3 議案第9号 平成19年度教育関係補正予算について(申出)の専決処分について
- 第4 議案第10号 平成20年度教育関係予算について(申出)の専決処分について
- 第5 議案第11号 西東京市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則
- 第6 報 告 事 項
 - (1) 教育相談状況(平成19年8月～12月)
 - (2) 教育財産の処分について
 - (3) 図書館事業の見直しについて
 - (4) 教員に関する処分について
- 第7 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成 2 0 年 第 2 回 定例会
(2 月 2 6 日)

午 後 2 時 0 0 分 開 会

議事の経過

竹尾委員長 ただいまから平成20年西東京市教育委員会第2回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は角田委員にお願いいたします。

竹尾委員長 日程第2の前にお諮りいたします。日程第6 報告事項(4)教員に関する処分については、人事に関する案件でございますので、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして、会議を秘密会としたいと思っております。順番としては、日程第7 その他が終了した後に秘密会として報告を受けたいと思っております。

お諮りいたします。日程第6 報告事項(4)教員に関する処分については、日程第7 その他が終了した後に秘密会とすることに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

竹尾委員長 異議なしと認めます。よって、日程第6 報告事項(4)教員に関する処分については秘密会として、日程第7 その他が終了した後に報告を受けることといたします。

竹尾委員長 日程第2 議案第8号 教育目標・教育方針について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第8号、平成20年度西東京市教育委員会の教育目標・教育方針についての提案理由を申し上げます。

教育目標・教育方針等につきましては、毎年度改定をしているところでございます。平成20年度の教育目標等について御決定をいただきたく御審議をお願いするものでございます。まず、本年度の改正の趣旨は2点ございます。

1点目といたしまして、これまで平成17年度から西東京市教育計画(教育プラン21)に基づきまして、目標の達成に向けて全力で取り組み、成果を上げてまいりました。平成20年度におきましては、さらに取り組みの推進、充実に取り組まなければならないと思っております。

また、2点目といたしましては、平成18年には教育基本法が改正され、昨年は学校教育法の改正が行われました。また、今年度は学習指導要領の改定が行われます。東京都では教育ビジョン第2次の中間まとめが発表されたとのことでございます。

本市といたしましては、これらの状況を踏まえまして、引き続き東京都との整合性を図るなど、総合的に判断しながら、本市の教育目標や主要施策を見直すことが必要であると考えているところでございます。

それでは、資料といたしまして添付してございます新旧対照表に基づきまして、具体的に説明を申し上げます。

昨年度との変更箇所につきましては二重線の見え消し、追加は下線をつけまして示しております。

まず、1ページの教育目標でございますが、このたびの教育基本法の改正により新たに取

り上げられました「公共の精神の尊重」「豊かな人間性や創造性」「家庭教育」「幼児期の教育」「学校・家庭・地域住民等の相互の連携協力」という教育課題につきまして、本市の目標として追加記述いたしました。

続きまして、2ページ目でございますが、基本方針及び平成20年度の主要施策でございます。基本方針1、「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成の枠の中でございますが、東京都の教育目標に基づき1文を入れかえるとともに、学校教育法の文言を踏まえまして「規範意識及び公共の精神」を追加修正しております。権利と義務、自由と責任の記述と社会体験や自然体験、交流学习の充実について、記述につきまして、(1)の と入れかえております。その下、(2)の では、実態に即して「トライ&チャレンジキャンペーン」を削除し、新学習指導要領を踏まえて文言の追加整理をいたしております。3ページをお願いいたします。中ほど、(4)でございます。昨年度は(3)で記述しておりました非行防止や犯罪から身を守る取り組みにつきまして、関係機関との密接な連携による危機管理としての一体的な取り組みとしてこの項に合わせております。

続きまして、基本方針2、「豊かな個性」と「創造力」の伸長でございますが、(1)の では、就学前の幼児期教育の重要性から、連携する施設として「保育所」を明記して追加しております。 では、教育基本法の改正で規定されました学校・地域住民等の相互の連携協力を踏まえ、学校教育の場面で地域の人材を一層積極的に活用を図ることを推進する観点から、部活動の推進のための1文を追加いたしました。4ページを御覧ください。中ほど(5)でございます。職業観・勤労観をはぐくむ教育の項でございますが、小学校、中学校のそれぞれの取り組みを明確にし、その充実を一層図ることといたしました。下段の(8)では、学校教育を踏まえまして、「愛着」を「我が国を愛する心」とわかりやすく記述し直しました。

次に、5ページを御覧くださいませ。基本方針3、「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興でございますが、ここでは、教育基本法の改正で新たに生涯学習の理念が明示されたことを踏まえまして、この理念を掲げるとともに、そのための環境づくりを方針として記述いたしました。(4)では、これも、新たに教育基本法で明記されました家庭教育につきまして、地方公共団体の役割としてこの支援を行うことを明確にいたしました。におきまして、さらに家庭教育の自主性の尊重を位置づけました。下段、(7)では、スポーツ施設の管理運営について、指定管理者制度が本格的に導入されることから、この指定管理者との連携についての記述を加えております。

続きまして、6ページをお願いいたします。基本方針4、「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進でございます。(1)では、外部からの評価につきまして、学校教育法の施行規則を踏まえまして、「保護者や住民等」と学校関係者を具体的に記述するとともに、評価結果を公開することを明記いたしました。このことにより、開かれた学校づくりがより一層具体的に推進するものと考えております。(7)では、子どもを守る活動につきまして、保護者の皆様も積極的に取り組まれている実態を踏まえ、記述を加えております。

その他、全体を通しまして、実態に合わせて文言の整理を行っているところでございます。また、「子ども」と「児童・生徒」という表現が混在しておりましたので、東京都教

育委員会の記述に合わせまして、「子ども」ということで表記を統一いたしました。

以上、雑ぱくではございますが、改正内容につきまして御説明させていただきました。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

私のほうからは以上でございます。

竹尾委員長 補足説明はありますか。 ありませんか。

説明が終わりました。質疑を受けます。

沼本委員 これは西東京市の教育委員会の教育目標ということで、学校の教育目標ではなくて、社会教育や家庭教育の目標にもこれは包括的に入っていると思います。

そういう意味で、1枚目のところに、一番下の四角の中に、「西東京市教育委員会は、子どもたちが進んで知性、感性を磨き」と書いてありますが、あと、以降、こういうふうな人間を育成したいというふうなことが書いてあるので、これは子どもたちだけじゃなくて市民一人一人ももちろん含まれているわけなので、是非、昨年、それからその前の年も「子ども」というふうになっていましたけれども、来年ですか、20年度は子どもたちというところではなくて例えば「市民一人一人が」というふうに言葉を変えていただくと、教育委員会の全体、学校教育や、それから家庭教育、社会教育を含めた教育目標になるのではないかなというふうに思っています。

竹尾委員長 ただいまの提案につきまして、事務局のほうで何かお答えすることがありますか。

もう少し意見を聞いてみて包括的に御意見をお伺いすることにしたいと思いますが、ほかに御意見ございませんでしょうか。

角田委員 全体を見せていただいて、よくできていると私は思いました。

そこでちょっとお聞きしたいのですが、よく西東京市の青少年問題協議会とか、社会教育の協議会とか、そういったところから提言とかが出てきていると思うんですけども、それはこういった教育目標に反映されているのでしょうか。ちょっとその点についてお聞きしたいと思います。

竹尾委員長 いかがでございますか。

宮崎教育長 ただいまの御意見、ありがとうございます。いろいろなところの御提言、それから子育ての御提言、そういうものもよく吟味し、そしてその中に網羅させていただいているというふうに認識いたしております。

また、沼本委員の御意見も、「市民」というお言葉の提案がございましたが、本市は東京都教育委員会の教育目標、そして西東京市教育計画（教育プラン21）に基づきまして作成しておりますので、今後、大変貴重な御意見といたしまして、参考にさせ、検討してまいりたいと思います。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。よろしゅうございますか。

宮田委員 なかなか言い方がどういうふうにしたらいいか考えているのですが、小学校1年生の子どもが「進んで知性、感性を磨き、道徳心や体力を高め」というようなことはちょっと一般的にはなかなか考えにくいような私は気がするのですが、この言葉自身は大変よろしいとは思いますが、表現方法を含めて、来年度、改定される教育プラン21と同時に言葉を

平易にして、わかりやすいような教育目標にもう少しすると。内容はそんな悪いとは思わないんですけども、表現方法ないしはちょっと言葉遣いがわかりにくいという点があると思います。

例えば一番最初のところも、「教育は、常に」とずっと4行後に「行われなければいけない」と。これは文章が長過ぎて読んでいる間に私なんかは頭が悪いと忘れてしまうというようなもので、もう少し短く切るとか、そういう平易な文章にしたほうが私は市民の方々がわかりやすくなるんじゃないかと思うんですね。

内容というよりも、わかりやすさというところを今強調しているつもりでございますが、そういうことも含めて、急にここで全部変えるというのも非常に難しい話ですし、従来これでやってきたという経緯もございますので、ここは私は個人的にはこれにさせていただいて、来年度、もう少し長期にわたってこの委員会で教育プラン21と連携させながら文言等を考えていくということを提案させていただきたいと思います。

竹尾委員長 ありがとうございます。ただいま宮田委員からも提案がございましたし、皆さん方、基本的には御意見をいただいておりますが、今申されましたように、この教育目標は、今年度決めて、それに基づいて各学校の校長先生が自分の教育計画をつくると、非常に重要な役割を持っているものでして、それから基本的な内容については各委員さんたち異論がないというのか、賛成していただいていると思いますので、表現方法等につきましては、ちょうど来年度、教育プラン21を改定するときに当たっておりますので、その改定作業とあわせて検討していただくと。そして、21年度の教育目標については、今、宮田委員が申されたように、わかりやすい表現にするということで、そういう条件つきというか、附帯意見と申しますか、そういうものをつけて基本的にこの今日提案された教育目標につきましては御承認いただきたいと思いますと思いますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

竹尾委員長 そういう形で、この西東京市教育委員会の20年度の教育目標を決定したいと思います。どうもありがとうございました。

私が勝手にまとめちゃいましたが、まだまだ御意見がありましたらいただきたいと思いますと思いますが、ちょっと頂を焦ってごめんなさい。よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

竹尾委員長 では、そういうことで、この教育目標につきましては、一応、そういう附帯条件をつけて原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

竹尾委員長 御異議なしと認め、さよう決定したいと思います。

竹尾委員長 日程第3 議案第9号 平成19年度教育関係補正予算について(申出)の専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第9号 平成19年度教育関係補正予算について(申出)の専決処分について、の提案理由を御説明申し上げます。

平成19年度西東京市一般会計予算のうち、教育関係予算に関しまして、補正予算を行う必要があり、平成20年3月定例会市議会に上程を行う必要が生じました。市議会の日程上から緊急を要し、教育委員会を招集するいとまがないため、教育委員会事務委任規則第5条の規定により、平成20年2月19日に専決処分を行いましたので、御報告し、御承認いただきますようお願いするものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたさせます。

名古屋教育部長 それでは、議案第9号 平成19年度教育関係補正予算について（申出）の専決処分について、につきまして、教育長に補足して御説明申し上げます。

恐れ入ります、裏面の専決処分書をお願いいたします。

今回の一般会計の補正予算の総額につきましては、こちらには記載してございませんけれども、歳入歳出それぞれ2億774万2,000円を減額いたしまして、598億5,251万2,000円とするものでございます。そのうち教育関係予算における補正予算の額は、歳入では21款市債につきまして2,000万円の減額、歳出では7,320万円の減額となっております。

まず、歳出予算の主な内容から御説明申し上げます。2項小学校費におきましては、谷戸小学校体育館大規模改造工事、向台小学校体育館大規模改造工事、上向台小学校校舎増築事業費、3項中学校費におきましては、青嵐中学校校舎建替事業費、田無第三中学校体育館耐震補強事業費にかかわるそれぞれの契約実績による減額が主な内容でございます。

歳入につきましては、これらの事業費の減額に伴いまして、財源となる市債の減額を行うものでございます。

以上、簡単ではございますけれども、説明とさせていただきます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

宮田委員 耐震補強事業を減額するということは、耐震補強が十分でないのか、それとも工法等を変えて、耐震補強は十分なるだけけれども、金額が減少しているのか、それはどちらなのでしょう。

富田学校運営課長 こちらにつきましては、部長から御説明申し上げましたように、契約差金という金額でございます。要は、予算を下回って入札になったということでございます。ですので……

宮田委員 そういことですか。すみません、私、ちょっと十分な知識がなくて申しわけございませんでした。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。よろしゅうございますか。

ちょっと言うと、これは予算書の書き方だけでも、説明をつけておいてくれるといいですね。この学校、例えば谷戸小学校の大規模改修事業は、予算はこれだけだったけれども、入札価格はこれで落ちました、したがって契約差金がこれだけ出ましたというのが説明欄にあればね。

宮田委員 今質問しなくて済んだんですが、ちょっとよくわからなかったの。耐震補強が減ったというふうにだけ聞こえたものですから、ちゃんと工事がなされているのかなという、そういう質問をしたわけです。すみません、これはもう……。

名古屋教育部長 ただいまの御質問内容を踏まえまして、今後、資料等も研究させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

竹尾委員長 これは予算書の書き方。だから、本当は説明資料というのがそれに伴うはずだから、それがあれば……。そういうのは親切だと思いますので、今後はそういう形で提案していただければと思います。

ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第9号 平成19年度教育関係補正予算について（申出）の専決処分について、は原案のとおり承認されました。

竹尾委員長 日程第4 議案第10号 平成20年度教育関係予算について（申出）の専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第10号 平成20年度教育関係予算について（申出）の専決処分について、の提案理由を御説明を申し上げます。

平成20年度西東京市一般会計予算のうち、教育関係予算に関しまして、平成20年3月定例会市議会に上程を行う市議会の日程上から緊急を要し、教育委員会を招集するいとまがないため、教育委員会事務委任規則第6条の規定により、平成20年2月19日に専決処分を行いましたので、御報告し、御承認いただきますようお願いするものでございます。

詳細につきましては事務局から説明いたさせます。

名古屋教育部長 それでは、議案第10号 平成20年度教育関係予算について（申出）の専決処分について、につきまして、教育長に補足して御説明申し上げます。

まず、一般会計予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ611億3,000万円で、対前年度比4.4%、25億9,200万円の増となっております。

恐れ入りますが、次ページをお願いいたします。

まず、教育費関係の歳入の主なものについて御説明申し上げます。

12款使用料及び手数料では、平成20年4月1日より新たな指定管理者を指定することに伴い、スポーツ施設の使用料収入は指定管理者の利用料収入となるため、減となっているものでございます。

13款国庫支出金の中では、教育費国庫負担金では上向台小学校校舎増築事業費として公立学校施設整備負担金6,213万3,000円、教育費国庫補助金では、主に柳沢小学校校舎大規模改造事業費として、安全・安心な学校づくり交付金4,606万3,000円をはじめとして、総額4,949万2,000円を計上しております。

14款都支出金の中では、教育費都補助金の公立学校運動場芝生化事業費として事業費の2分の1となる177万2,000円、教育費委託金として美化支援員等配置事業費として215万9,000円をはじめとしまして、総額2,045万3,000円を計上いたしております。

20款市債につきましては、柳沢小学校校舎大規模改造事業、上向台小学校校舎増築事業、田無小学校等アスベスト除去事業、保谷駅前公民館・図書館整備事業にかかわる市債として、総額5億7,190万円を計上いたしております。

次に、歳出につきまして御説明いたします。

歳出予算、10款のうち、幼稚園費、青少年育成費を除く教育委員会の所管する予算につきましては、総額68億7,437万7,000円で、対前年度比較では金額で5億2,323万6,000円、率にして8.2%の増額でございます。これは主に保谷駅前に開館いたします公民館・図書館にかかわる再開発ビルの保留床取得費用及び整備工事費の増が主な要因でございます。

それでは、主なものを御説明申し上げます。

1項教育総務費につきましては、予算額9億6,968万円、前年度比2,073万7,000円、率にして2.1%の減額となっております。

その主な内容としましては、教育計画策定支援費として、現在の教育計画 教育プラン21でございますけれども、平成21年度までの計画となっておりますが、教育基本法等が改正されたことを踏まえ、また平成21年度から始まります総合計画後期基本計画と整合性をとることとして、本年度、1年前倒しで教育計画の見直しをするために、支援委託料を計上いたしました。なお、この見直しに当たりまして、生涯学習推進計画の後期計画の策定と整合性を図り、経費の縮減を図っているところでございます。

情報教育推進事業では、教育情報専門員の配置制度を平成19年度をもって廃止し、アウトソーシングに切りかえることによる抜本的な見直しを行います。また、小中学校におけるITを幅広く活用した授業の実施や、公務及び学校行事等の支援を専門的な知識を生かした専門スタッフにより実施し、授業や事例紹介及び研修等を通して教員のIT活用の向上やICTに対する意識の向上を積極的に推進してまいります。また、情報システム最適化計画に応じて、学校パソコン等の機器保守契約の仕様の見直し等を行い、ランニングコスト等の削減も図ってまいります。

昨年度から新たな事業として実施してまいりました学習支援制度、いわゆる小1プロブレムと言われる集団生活にふなれな新1年生の学習及び生活をサポートするため、1学級35人以上の学級がある学校に、教員経験を有するなど、一定の資格を有したスタッフを配置する事業につきましては、引き続き実施してまいりたいと考えております。

次のページをお願いいたします。

特別支援教育関係事業費につきましては、昨年度までは関係事務費、普及啓発事業費、相談関係事業費と分散していたものを一括して計上しております。総額では1,843万8,000円で、前年度比で542万9,000円の減額となっておりますが、このことにつきましては、昨年度に行った啓発図書を小中学校の児童・生徒用に整備する事業が終了したことによる減額が主なもので、特別支援教育にかかわる研修の実施、心理専門家による巡回相談、専門家チーム、学校支援アドバイザー、特別支援学校在籍児童の副籍制度にかかわる事務経費等、昨年度と同様の事業を行う内容でございます。

奨学資金関係費につきましては、平成19年7月の組織改正に伴いまして、子育て支援部

から移管されたものでございます。主な内容といたしましては、高校生に対する給付型の奨学資金として60名分の691万2,000円を計上しているものでございます。

2項小学校費は、予算額26億7,813万5,000円、前年度比4億9,689万3,000円、率にいたしまして22.8%の増額となっております。

主な内容でございますが、小学校給食事業費でございますが、20年度、新たに1校について給食調理の民間委託を行うことを予定しております。これによりまして、市内小学校の19校中12校が給食調理を民間委託により行うこととなります。

上向台小学校校舎増築事業につきましては、添付資料がつけてございますけれども、通学区域内の住宅開発による児童数の増加が平成24年度にピークとなることが予想されております。現在の校舎では教室が不足することから、鉄筋2階建て、普通教室6教室を増築するものでございます。校舎や教室の配置につきましては、別途の資料を御参考にしていただきたいと思います。

また、谷戸小学校では、児童数の増加に対応するため、図書室として利用する仮校舎のリース経費及び関連改修の経費を計上しております。

柳沢小学校校舎大規模改造事業につきましては、平成20年度、21年度の2カ年で校舎の改造工事を行う予定となっております。

校舎内のアスベスト除去工事につきましては、平成20年度におきましては、田無小学校と住吉小学校の2校を実施する予定となっております。

焼却炉撤去工事関係につきましては、現在は使用はしておりませんが、まだ18校に焼却炉がそのまま設置していることから、随時撤去を進めてまいりたいと考えてございます。平成20年度の実施内容につきましては、小学校でございますが、本体を撤去する学校が3校、煙突のみの撤去が2校、煙突内のアスベストの含有調査が4校でございます。中学校につきましては、本体撤去が1校、それから調査が2校というふうになっているところでございます。

それから、夏場の暑さを避けるための緑のカーテン実施校につきましては、昨年より5校増やしまして10校において実施する予定となっております。

さらに、ヒートアイランド対策及び環境学習効果を得るために、校庭の芝生化を小学校1校で試行実施をいたす予定でございます。この試行におきましては、ボランティア等の協力を含みます維持管理手法の検証を行いまして、今後の課題・問題点を整理してまいりたいと考えております。

3項中学校費でございますが、予算額5億5,357万7,000円、前年度比9億8,830万8,000円、率にして64.1%の減額となっております。

減額の主な理由につきましては、青嵐中学校建て替え工事ほか、体育館耐震補強工事の終了によるものが主なものでございます。

中学校給食事業費につきましては、20年度は中学校完全給食の実施に向けた学校施設等の環境整備にかかわる調査費を計上いたしました。この調査結果を踏まえ、中学校給食事業を平成21年度からの後期総合計画に位置づけられるよう検討してまいりたいと考えております。また、20年度、ひばりが丘中学校では牛乳給食を実施します。このことによりまし

て、西東京市の全中学校での牛乳給食事業の実施ということになります。

5項社会教育費につきましては、予算額21億6,662万8,000円で、前年度比11億1,926万2,000円、率にして106.8%の増額となっております。

主な内容でございますけれども、生涯学習推進計画策定支援事業費としまして、平成21年度からの生涯学習推進計画後期計画の策定支援委託経費ほか、懇談会委員謝金などの所要の経費を計上いたしました。策定に当たっては、上位計画でございます教育計画（教育プラン21）の見直し改定との整合性や連携を図りながら作業を進めてまいりたいと考えてございます。

公民館関係費につきましては、職員の定数減に伴いまして、専門嘱託員を配置するための経費を計上いたしております。

公民館・図書館整備事業費につきましては、保谷駅前南口地区第一種市街地再開発事業に伴い建設されます第 街区ビルの4階と5階に下保谷図書館と住吉公民館を移転する保谷駅前公民館・図書館の整備費として、本年度は再開発ビルの保留床の取得のほか、開館準備経費、建物維持管理経費など、公民館、図書館合わせまして、総額10億1,936万1,000円を計上いたしております。なお、新しい館の開館日につきましては、本年6月29日を予定しているところでございます。

図書館システム事業費につきましては、9,147万5,000円を計上いたしております。この事業では、第2期の図書館管理システムの稼働にあわせまして、ICタグ 無線チップを内蔵した荷札でございますけれども、これにより資料管理システムを導入しまして、利用者に対する利便性の向上やカウンター業務の効率化を図ってまいりたいと考えてございます。

菅平少年自然の家関係事業費につきましては、配置職員2名のうち1人が定年退職となりますが、再任用職員として引き続き配置するための予算を計上いたしているところでございます。

6項保健体育費では、予算額5億635万7,000円で、前年度比9,106万4,000円、15.2%の減となっております。

主な内容といたしましては、スポーツ施設運営管理につきましては、平成20年度から本格的に指定管理者制度を導入するに当たり、スポーツ施設12カ所の管理運営を一括で任せるための委託経費として、指定管理料を計上いたしております。また、指定管理者に管理運営を任せることにより、教育委員会が事業として利用する場合の施設利用料につきましても、あわせて計上しているところでございます。

各スポーツ施設の改修につきましては計画的に進めておりますけれども、平成20年度につきましては、体育施設維持管理費として、スポーツセンターのトイレ改修及びプールの可動床装置改修工事、消防用設備改修工事などの所要経費を計上しているところでございます。

以上でございますけれども、先ほども補正予算の中で御指摘がございましたように、本御議論いただくために資料を添付してございませぬけれども、次回以降につきましては何らかの工夫をして提出していきたいと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

角田委員 特色ある学校推進事業というのがたしかどこかに、教育方針の中にありましたが、こういった事業費というのはどこの部分に入るんですか。何か予算としてあるんですか。

富田学校運営課長 小学校費の中に、この項目には出ておりませんが、1項目、事業項目を立ててあります。すみません、ちょっとページがすぐに出ませんから、申しわけございません。

竹尾委員長 後ほどわかり次第対応していただいて、ほかに質疑はございませんか。

それでは、角田委員、よろしゅうございますか。ちょっとわかり次第で。

角田委員 あれば……。ですから、なぜかといいますと、こういう予算があると各学校ではもう本当に特色のある学校推進ができるんだろうなと。どれくらいあるのかなと、そういう単純な質問でございました。

富田学校運営課長 恐縮でございます。先ほど小学校費と申し上げましたけれども、教育総務費の中に11というところがあるんですが、そこに特色ある学校推進事業費というふうな項目で739万9,000円計上してございます。失礼いたしました。

角田委員 よかったです。ありがとうございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

沼本委員 小学校費の中で、アスベスト除去工事事業費で、括弧して田無小学校と住吉小学校が出ておりますが、この2校でもう全部完成ということですか。

富田学校運営課長 現在、その2校で終わりでございます。

竹尾委員長 終了ということですね。

富田学校運営課長 はい。

角田委員 夏の対策の扇風機は全学校入ったと思うんですが、冷房等については全然予算にはまだないんでしょうか。

富田学校運営課長 確かに扇風機につきましては、17年度、普通教室にすべて設置いたしました。ただ、エアコン、クーラーにつきましては、この間、青嵐中学校とか、それから保谷中学校の体育館、いわゆる大規模の、いわゆる工事にかけるときに騒音とかほこりとか、その対策のために設置しておりまして、それ以外の予定は現在のところございません。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

宮田委員 今、地球温暖化が叫ばれておりまして、実際はかなり都市部では温暖化が増強、増長されているんですね。やはりこれからは安心というか、快適に勉強できるということで、エアコンディショナーをつける方向にいったほうがよろしいんじゃないかと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

富田学校運営課長 議会サイドでもそういう御質問をいただいておりますが、現在のところは計画がないというお答えを申し上げます。

宮田委員 ちょっとよくわかりませんが、ですから、計画を教育委員会がつくるということはいかがでしょうか。

名古屋教育部長 ただいまの御質問でございますけれども、確かにこの間、御要望とか、いろいろ多々ございます。現在の総合計画の上期計画についてはございませんけれども、後期計画見直しの中でどういう形で、全体的な財政フレームというものもあると思いますので、

そうした中で、今後の後期計画の中で検討はしてみたいというふうに考えてございます。

宮田委員 じゃあ、私は教育プラン21で提案しようと思います。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。今、宮田委員が御意見を言っていたいただいていると思いますが、ほかにございませんか。

角田委員 今のことについてのもう一つの意見なんです、私、イギリスに行ったとき、学校訪問したときに、27度を過ぎると教育的な環境ではないから、27度を過ぎたらもう授業はなしにして、それぞれもう学校から帰すんだという話を学校で聞いたんですが、そのことがあって、私は、文京、千代田で勤めていたときに、子どもが大体何度になったら非常に勉強しにくいかというのを区として調査したことがありました。31度から35度ぐらいまでなる日がありまして、じゃあ、クーラーを入れなくちゃだめだなといって入れてもらった記憶がございまして、参考にしていただければと思います。よろしくお願いします。

竹尾委員長 どうですか。

名古屋教育部長 ただいまの御意見あったことも含めまして、今後、教育プラン、先ほど御意見がございましたけれども、その辺を教育委員会の中でも御議論いただきたいと思います。それからまた、今後、後期計画の中でも、当然、中学校給食の問題も含めて、そういった中での議論になっていくものと考えてございます。

竹尾委員長 ほかにございますか。よろしゅうございますか。 討論を終結します。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第10号 平成20年度教育関係予算について（申出）の専決処分について、は原案のとおり承認されました。

竹尾委員長 日程第5 議案第11号 西東京市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第11号 西東京市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則、について御提案理由を申し上げます。

平成19年12月の定例市議会において西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例が議決され、平成20年4月1日から施行することに伴い、本条例施行規則の文言整理を行うことと、利用者の利便性の向上を図るために文言の一部を改正する必要性が生じたため、本委員会に提案するものでございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

内容につきましては事務局より説明いたさせます。

私のほうからは以上でございます。

東原スポーツ振興課長 それでは、議案第11号につきまして、教育長に補足して御説明をいたしたいと思っております。

まず、新旧対照表がお手元にございますけれども、こちらのほうで御説明をしていきたいと思っております。

右側のほうが現行の規則でございます。左側のほうが改正後の規則というような形になっております。

初めに、1ページ、第2条、利用時間区分のところでございますけれども、第2条の第2項を追加してございます。こちらのほうは、今年、平成20年4月から指定管理者が新たにスポーツ施設の管理運営を担っていくわけでございますけれども、この指定管理者につきまして、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、開場時間を変更することができるようになってございます。今回、第2条の2を追加することによりまして、指定管理者は、必要があると認めるときは、同じくあらかじめ教育委員会の承認を得て、施設等を利用できる時間の区分を変更することができるというように整理をしたものでございます。これは昨年12月のスポーツ施設条例に基づいた規則の変更ということでございます。

次に、第3条、予約システムによる利用の申請でございます。こちらのほうは、現行は「条例第4条に規定する指定管理者」という文言になってございますけれども、こちらを「指定管理者」というふうに文言整理をしたところでございます。

次に、裏面、2ページのほうを御覧いただきたいと思っております。

第4条、予約システムによる利用の申請の抽選、こちらのほうでございます。現在のところ、市民利用者については2カ月前から、また市外の利用者につきましては1カ月前からの抽せんとなってございます。また、抽せんに漏れた場合は15日前から随時の予約システムの申し込みが可能というような形になってございます。こちらのほうを4月以降、2カ月前の抽せんに入ってこられるのは市民利用者のみ、それから1カ月前というのも抽せんをやめまして随時予約を直接1カ月前からとし、市外の利用者及び抽せんに漏れた市民の方というような方が1カ月前から予約を申し込みするような形になるようにします。また、この方法につきましては、今までスポーツ施設の利用者懇談会、それから予約システム等に関する説明会等で利用者の皆様からいろんな意見をいただいた中で、このやり方が一番好ましいというような意見を大多数いただいたことから、こういうような形に変更することでございます。

次に、第4条の第2項の部分でございますけれども、利用料金の納入方法につきましては、従来は「教育委員会が設置した自動入金機に納入」というような形になってございましたけれども、改正後につきましては「指定管理者に納入」というような形で整理をさせていただきたいと思っております。また、自動入金機につきましては、リース期間が終了することから廃止することが決まっておりますので、指定管理者が新たな入金方法を構築していくところでございます。

次に、第4条の3につきましては、今御説明いたしました自動入金機ということを廃止することによって、予約システムで申請を行うというように文言を整理したところでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

第6条、利用の承認等というところでございます。こちらのほうは、やはり「自動入金機で納入」というところを「自動入金機」を削除したというような形になってございます。

また、第6条の3、こちらのほうで「個人利用券」という表現になってございますけれども、実際のところ個人利用券及び回数券ということで、回数券の利用も今後は認めていくと

ということで、文言は「個人利用券等」というように整理をさせていただきたいと思います。

次に、4ページの第11条でございます。3ページの一番下から4ページに入っていきますけれども、この第11条、超過料金の納入でございますけれども、超過料金の納入につきましては、「超過利用券を教育委員会が設置した自動券売機で購入」というような形になりますけれども、これを「利用料金を指定管理者に納入」というような形で整理をさせていただきたいと思います。

次に、4ページから5ページにかけて、教育委員会による管理、第22条の関係でございます。こちらのほうは、今まで御説明いたしました第4条、第6条、第11条の条文関係の文言整理をそれぞれこの第22条について図ってきたところでございます。

6ページの附則をお願いいたします。

この附則につきましては、この改正につきましては20年4月1日からといたすことにいたします。

また、適用といたしまして、スポーツ施設の予約につきましては、公共予約システムで2カ月前からというような形になってございますので、平成20年6月1日の利用に係る申請からとなり、同日前の利用に係る申請につきましては従前のとおりというような形にさせていただきます。

なお、最後に、経過措置といたしまして、4月1日から5月31日までの間に申請をしている者につきましては、次にございます別表第2の備考1で「中学生」という表記がしてございますけれども、こちらのほうを「小学生」というふうに読みかえるものでございます。

次に、7ページ、別表の関係でございます。別表第1でございます。

こちらのほうは、従前、施設名のところは「西東京市向台運動場」ということだけでございました。今般、「西東京市向台運動場（照明設備を含む。）」というような表記に変えさせていただきます。この理由といたしましては、今まで照明設備につきましては公共予約システムにおいて予約をとることができませんでした。この4月からの新しい公共予約システムの構築に当たりましては、この照明設備についても事前に予約がとれるということから、この別表第1で「照明設備を含む」という表記にさせていただいてございます。

次に、7ページから12ページにかけての別表第2の説明でございます。

まず、7ページ、別表第2の頭のところでございます。申請等の区分、申請等ができる者、申請等の期間、抽せんの日というような形になってございますけれども、今回の改正で、次に「申込可能数」という欄を追加いたしてございます。こちらにおきましては、利用者の方から強い要望がございまして、申し込みする可能な数を事前に決めておいていただきたいと。無制限にだれでも申し込みができるというわけではなく、ある程度回数を絞って申し込みができるようにしていただきたいというような要望が大変強うございました。それにつきまして、申し込み期間中においては5回まで、要するに5コマまで申し込みができるということにこちらのほうで設定をいたしたことになってございます。

まず、この表の説明でございますけれども、初めに、申請等の区分の欄でございますけれども、今までは2カ月前、1カ月前、15日前の随時というふうに3区分という形になってございました。こちらのほうを今後は2カ月前と1カ月前の随時という2区分という形に変

更するものでございます。

次に、申請等ができる者でございますけれども、この2カ月前から申請をできる者というのは市内の団体のみというような形になります。それでは、市外の団体及び個人についてはということでございますけれども、それは1カ月前の随時からの申請ということになります。事態といたしまして、この2カ月前の申請で従前においても市内の団体でほとんど申し込みこまが埋まってしまうというような状況ではございました。ですから、実態に合わせた整理というような形になります。

次に、申請等の期間及び抽せんの日でございますけれども、こちらについてはまとめて御説明をいたします。まず、2カ月前の申請の場合、利用の日の2カ月前の日の属する月の初日から15日前までに申し込みを行い、抽せんにつきましては申し込み期間の末日の翌日に行うというような形になります。例えば例を挙げて御説明をいたしますと、6月2日の日に施設を団体が利用しようとした場合、4月1日から15日までに予約システムにおいて抽せんを申請いたします。この抽せんにつきましては、翌日の4月16日に抽せんを行い、結果がわかることとなります。もしこの抽せんが落選となった場合、1カ月前、すなわち5月1日からの随時申請で入っていただく。このときに競合する相手がなければ抽せんに入ることなく利用が確定するというような形になります。

次に、この申込可能数でございますけれども、2カ月前、一番初めに申し込みする時点においては5回まで、また1カ月前の随時においては、利用する区分が空いているということもございまして、10回までというような形で幅を広げてございます。

次に、14ページをお願いいたします。備考の部分でございます。

(5)番、こちらのほうは、「市内子ども団体」、従前「小学生以下」という形でございますけれども、こちらのほうを「中学校生以下」というように合わせることにいたします。これはスポーツ施設条例別表第2、備考の2を12月のときに改正したときと定義を合わせてございまして、子どもの定義といたしましては中学生以下というような形にいたしましたもので、こちらのほうで合わせるものでございます。

次に、備考の2、申請等の期間の末日でございます。こちらのほうは、今まで条文で整理をしてございましたけれども、表にすることによって内容をわかりやすくすることで、一つの表という形に整理をさせていただきました。また、施設の管理上の問題とか、利用者がいない場合、個人開放に切りかえて利用するというようなことをいたしていることから、施設を利用する日の1日前、また2日前というような表記で表してございます。

同じく備考の3、一番下でございます。こちらにつきましては、従前ございましたけれども、芝久保第二運動場のテニスコート及び東町テニスコートについては、随時申請における申請可能数を、ほかの施設は10回なんですけれども、こちらについては5回にするというようなことを示してございます。これにつきましてはテニスコートの利用者のほうからの要望がございまして、10回にするとほとんど入ってくるこまが空いていない、随時にしても数を減らしてほしいという要望から、5回というような形に整理をした内容となっております。

次に、15ページの備考の4でございます。こちらは文言整理ということで、「おいて」

を「ついて」というような表現に変えさせていただいております。

次に、15ページから16ページにかかわります別表第3でございます。

この別表3、利用の申請の方法でございますけれども、こちらのほうは「自動入金機」及び「自動券売機」というような従前の表現を整理して廃止することによって削除するというようなことをいたしております。

次に、16ページの備考の1及び2のところでございます。こちらにつきましても、「自動入金機」及び「自動券売機」を同じく整理してございます。

また、備考の2のところでございますけれども、「個人利用券」のところを「個人利用券等」と、先ほど御説明したとおり、回数券等も含むような表記に改めてございます。

次に、最後に、備考の3及び4につきましては、向台運動場の照明設備のことを表してございます。16ページから17ページにかけての表現でございますけれども、こちらのほうは向台運動場の照明設備を先ほどの別表のほうに加えたことから全文削除というような形で整理をしてございます。

また、一番最後に、様式第2号のところ、「個人利用券」を「個人利用券等」というように整理してございます。これは先ほどの回数券のところはこちらのほうに載っているところでございます。

以上で補足説明を終わりにしたいと思います。よろしくお願いたします。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

宮田委員 これは私の理解が間違っているのかなんですけれども、今まで自動券売機で売っていたものを指定管理者に現金で支払うと、そういう趣旨ですか。

東原スポーツ振興課長 今まで自動入金機ということで、機械に入金をすることによって、その機械がコンピュータにつながっていて消し込み業務までできるようになっていたんですけれども、この自動入金機のリース期間が5年間ということで、この3月末をもって切れてしまいます。その時期に合わせてちょうど指定管理者の選定作業を今年度ずっと行っていたわけなんですけれども、その自動入金システムも含めて指定管理者さんのほうに提案をしていただきたいというような募集の定義をしてございました。その中で、この入金機につきましては、キャッシュドロー方式というバーコードで行う消し込み方式を行うというふうに指定管理者さんは考えていますので、機械が全く変わると。ただ、利用者については不便を与えるものではないと。また、将来的に当たっては、カード決済だとか、コンビ二決済も想定されているようではございます。

以上です。

竹尾委員長 今言ったように、それは現金を指定管理者に納めるのかという質問に答えてください。

東原スポーツ振興課長 実際は現金という形になります。

竹尾委員長 それだけ答えてくれれば。

宮田委員 私は、自動のほうは事故は少ないのではないかと思うんですが、今どき直感的に言って古いシステムに逆行する、間違いを増やすような方向性にいつているような気がするんですが、そのリースとかなんとかというのは5年前だったらもう4年のときに検討すれば

いいというふうに思うんですが、どうしてそうなったのかふに落ちないですけども、いかがでしょうか。

東原スポーツ振興課長 今回のスポーツ施設の利用料につきましては、指定管理者制度に移行に伴いまして、すべて指定管理者の収入となります。また、その利用料金につきましては、市のほうといたしましては指定管理料の削減、要するにそこで指定管理料が指定管理者さんの収入となるわけですから、それだけ委託経費の削減を先に図っているというようなことになりまして、市のほうの収入となるわけではなく、現金は取り扱うんですけども、指定管理者さんの収入となるというような形になりますから、指定管理者さんがそこは考えていただくというようなことになってございます。

宮田委員 この場合、後を見ると、指定管理者とは市長さんですね。「指定管理者」とあるのは「市長」と、「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と」というふうに書いてあるんですが、違うんですか。

東原スポーツ振興課長 これは読み替え規定でございまして、平成18年のときにスポーツ施設条例及び規則の改正をしたときに、指定管理者制度が導入されても可能なように条文の改正をいたしてございます。そのときに「指定管理者は」という条文になっているんですけども、その指定管理者制度に切り替えるまでの間の読み替え規定といたしまして「教育委員会は」というような形で、現在は教育委員会の収入にしているところでございます。ですからまた、市の収入になっている。この4月からはそれが、正式にこの指定管理者の選定が終わりましたので、新たな民間の会社が指定管理者として利用料金収入も取っていくというようなことに整理がされた次第です。

宮田委員 よくわからない、今初めてわかったんですが、これは今まで市が管理したものを民間委託にしたと、そういうことなんですね。わかりました。そうすると、今まで市のものは市には入らなくなるけれども、その民間にお金がいって、今までより以上にメンテナンスとかその他が十分になる可能性があるかと、そういうつもりでこれを改正しているということですか。

もう一回質問いいですか。すみません、私ばかりで。

竹尾委員長 どうぞ。

宮田委員 プールはないんでしょうね。これにはなかったような気がする。そういうのがありますと、民間委託の人が前に事故を起こしたんですね。それと同時に、今度は民間委託すると、安くなっても意外にみんな内容がアルバイト任せであったりして十分管理しなくて、よく事故が起こった後、調べると、非常にずさんだったというのが各市で起こっている事実です。これに関してはどういうふうにしてその手立てをしようと思っているんでしょうか。

東原スポーツ振興課長 昨年の6月から指定管理者の選定作業で募集要項の配布から始まりまして、昨年の12月の議会において指定管理者の指定を議決いただいたわけですけども、西東京市内のスポーツ施設全12カ所、これを一括で三菱電機ビルテクノサービスを代表団体とする企業が指定管理者ということで議決を受けました。

それで、こちらのほうに、もちろんスポーツセンターにあるプールも中に含まれてございます。このプールの管理につきましても、監視員の資格を持った方を常駐させるというよう

なことも当然うたってございます。また、それぞれ館が四つございますけれども、代表的な総括責任者は1名スポーツセンターに置きますけれども、ほかの三つの館についても副責任者を置くということで、管理運営についても今まで以上に十分厳しく見ながら図っていくというようなことで提案を受けてございます。

宮田委員 私は心配……。じゃあ、具体例で言うと、今まで以上の内容はどういう、今まではこうで、その三菱電機ビルテクノサービスはどういうことに新しくより安全、要するに市民の、特に子どもたちが安全だというふうに提案されているんでしょうか。

東原スポーツ振興課長 昨年の11月20日の臨時の教育委員会で私が説明してはいるんですけれども、今まで以上の提案ということで、いろんなメニューがございまして。分厚い冊子をお配りして説明をしたんですけれども、ビル管理の部分、それから振興事業の部分という大きく分けて二つの関係がございまして。

ビル管理の部分については、先ほど申しましたとおり、館四つの中で、もちろんビル管理の専門業者ですから、エレベーターの点検とか、それからプールの可動装置の点検とか、そういうものもまめに見ていきますというようなことで提案は、要するに回数を増やすというような提案は受けてございます。

また、振興事業についても、うちのほうで要望を出してございましたのが、今現在行っている事業はそのまま4月以降も行ってください、その中で今使っていないこまがあればそのこまを利用した中で新たな事業展開を図って市民サービスに寄与していただきたいということから、今、その部分を指定管理者が構築している最中でございまして。提案ではいろいろ載ってございましたけれども、実際問題、提案した中から、やわら1年近くたってございまして、利用者が固定をし始めたこまも幾つかございまして。そのところに入られると困りますので、そういうところもいろいろ整理をしている最中でございまして。

また、プールにつきましては、管理員の数を従来私どもで見ていた4名というようなところから5名にするとか、あとは子どもに対する注意点を増やすとか、もちろん資格を持った方が常駐する、そういうような形にはなっております。

以上です。

宮田委員 今回の自衛官の問題では非常に連絡が遅れたとか、そういうところが今問題になっておりますが、事故が起こったときの命令とかそういうのはどうなっているかということと、実際にどういうふうに伝達するかを突然一度やってみるとかなんかしないと、後になってこういうつもりでしたと、安全のはずでしたと、皆さんそうおっしゃる。でも、現実に吸排水口で子どもさんが亡くなったりしているわけですね。あのときも大勢見ていたということなんですが、そんなことはなかった。でも、現実には起こっているわけですので、そういうのを、はっきり言って最近はうそが多いですから、是非教育委員会として突然何かあったときに連絡がちゃんといくとか、そういうスクランブルをかけて、私は、もしそうでないときにはそういうことを是正するとかということをやりたいと思います。

竹尾委員長 これは、私が発言していいかわかりませんが、民間委託をするというのは、役所が直営でやっていたより安くなると、みんなそう言いますね。したがって、委託料を払うときに今までの予算より下げます。そうすると、向こうは民間ですから利益を上げな

ければなりませんから、私が一番心配するのは、先生が多分おっしゃったのはそういうことだろうと思うんですね。したがって、アルバイトを雇って非常に安いフォローをするというようにいつてしまうんじゃないかという御心配だと、宮田委員の御心配はそういうことだと思えます。したがって、三菱というのは天下の大企業かもしれないけれども、慈善事業はやっておりませんから、やっぱりそのところをよく監督というんですか、発注者のほうがきちんと監督しなきゃいけないということを先生はおっしゃったんじゃないかと思いますが、そういうことをよく肝に銘じてやっていただきたいなと思えます。そんな総括でよろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

竹尾委員長 ほかにございますか。 質疑、討論を終結します。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第11号 西東京市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第6 報告事項、に移ります。

三つございますが、全部報告が終わってから一括して質疑を行いたいと思えます。

まず、教育相談状況について。

長澤教育相談担当課長 それでは、12月までの現状ということで御報告をいたします。

お手元の資料1というのを御覧ください。

一般教育相談、それから就学相談につきましては、7月までの終結件数を除いた件数となっております。296件、それから就学相談126件となっております。それから、電話のみの相談35件、小学校訪問相談499件、緊急・臨時相談75件。緊急・臨時相談につきましては、これは7月までのものを引き続き相談を受けているので、これは12月までの継続した数となっております。合計で1,031件。それから、一般教育相談、就学相談の終結等につきましては、転校、就学の学校が決定したものを終結といたしております。それから、緊急相談につきましては、他の各種関係機関からの相談が主なものですが、他の一般教育相談や小学校訪問相談、また他の機関につないでいく場合もあります。

それから、以前宿題をいただいておりますが、西東京市のこの相談状況はどのようなものなのかということなのですが、全国ではなく26市の中で見ますと、特に多いわけではなく、他市同様、常勤心理職がいる市は同様の相談件数となっております。児童・生徒数の0.42%から0.50%というのが相談の各市とも件数となっております。

それから、小学校訪問相談の傾向はどうかということですが、これも他市同様で、児童の相談、話し相手とか、そういう以外は教員自身の相談、それ以外のものはすべて大半が教員の相談というものでございます。

雑ぱくですが、以上でございます。現在の状況ということで御理解をいただきたいと思えます。

竹尾委員長 続きまして、教育財産の処分について。

相原公民館長 西東京市公民館施設の教育施設として所有しております建物の財産処分について報告させていただきます。

財産処分をいたします建物は、西東京市住吉町六丁目1番25号、住吉公民館でございます。

建物の処分面積は、全体面積620平方メートルのうち、620平方メートルでございます。

処分理由は、住吉公民館が保谷駅南口第一種市街地再開発ビル区域内に移転に伴い住吉公民館を閉館するため、処分するものでございます。

恐れ入りますが、裏面を御覧ください。建物の処分箇所は、住吉福祉会館3階部分、図面の赤い斜線で表示しております箇所でございます。

以上でございます。

竹尾委員長 引き続きまして、図書館事業の見直しについて、を議題といたします。

小池図書館長 図書館事業の見直しについて御報告申し上げます。

本事業の目的でございますが、地域経営戦略プランに基づき、図書館事業の見直しを図るため、平成20年度には第一次計画を実施し、施設、設備、開館日時等の改善を目指すものでございます。

その内容ですが、三つの事業を実施したいと考えています。

一つ目は、第2期図書館管理システムの導入で、6月1日からの稼働を予定しています。第2期図書館管理システムは、現在稼働している第1期図書館管理システムのリース満了に伴い、従来の機能を拡充し、さらにICタグ資料管理機能を一体化したシステムとして構築するものであります。新システムの導入によって、カウンター業務の軽減化や利用の拡大を図ってまいりたいと考えています。

二つ目は、保谷駅前図書館の開設ですが、6月29日の開館に向け、準備をしているところでございます。保谷駅前図書館では、保谷駅に直結した駅前図書館という特性を生かし、レファレンス機能の強化、ビジネス支援、児童サービスの充実などを図っていきたいと考えております。

三つ目の祝日開館の実施につきましては、中央図書館は4月当初から、保谷駅前図書館では6月末の開館当初からの実施を予定しています。これまで西東京市では、日曜日及び月曜日が祝日と重なった場合には図書館を開くという祝日の部分開館といった運営をしてまいりましたが、来年度からは、中央図書館及び駅前図書館につきましては、すべての祝日について図書館の開館を実施したいと考えております。なお、保谷駅前図書館につきましては、中央図書館と同じ開館日と開館時間を想定していますので、祝日の開館とあわせ、平日は午後8時までの夜間開館の実施も予定しております。

以上、第一次計画に伴う三つの事業の要点を御説明いたしました。

これまで地域経営戦略プランに示された図書館事業の見直しに関する対応方針として見直し計画を検討してまいりました。平成20年度から開始する図書館事業の見直し第一次計画は「モノの改革」と位置づけております。これに続く第二次計画は「ヒトの改革」と位置づけております。平成21年度からは、第二次計画として、組織と運営の見直しについて取り

組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。3件でございますが、一括して質疑を受けます。

沼本委員 教育相談のほうなんですけれども、緊急・臨時相談とありますが、「主に危機管理事項のため職員が行う」と。具体的にはどういう相談があるんですか。

長澤教育相談担当課長 具体的には、虐待の問題だとか、それから不登校の問題だとか……。ごめんなさい、資料の裏面を御覧ください。円グラフの中で、左下の緊急・臨時相談というところがございますので、不登校、それから虐待、親子関係、集団不適應等々の中で、これは主に学校だとか、それから関係の機関から寄せられた危機管理等に関する相談なので、常勤職の心理職が対応したものです。

沼本委員 それで、数年前、2年前でしたっけ、文部科学大臣に自殺をするということで、いじめによる自殺のようなことがありましたよね。これは、私が前に勤めていた区が、多分その手紙はそこから出たんじゃないかというようなことで、大変苦労したんですけれどもね。例えば学校側からそういう相談があったときに、相談センターとしてはその後どういうふうな行動をとるわけですか。ただ相談をするというだけで、職員の派遣とか、そういうのは相談センターで組織的に動くというような、そういうことはどういうふうな形になるんですか。

長澤教育相談担当課長 要請があった場合、必要がある場合は学校に常勤の心理職が行きますし、また当該校のスクールカウンセラー等も同行したり、それから指導主事等々と学校に行きますし、また関係の機関、必要な機関と連携をとり、対応を速やかにするというふうに考えております。

沼本委員 それはそうだと思うんですけれども、実際にこういうことが起きたときに、当該の児童・生徒だけではなくて周辺の子どもたちに与える影響があって、そういうふうな周辺の子どもたちに対する体制はどういうふうな。

長澤教育相談担当課長 周りのお子さんに対する対応ということでは、学校長を中心に関係者が集まってその後の対応ということを具体的に検討いたします。日々の対応の具体的な策を検討いたします。また、心理カウンセラーを派遣していますので、そこでアドバイス、あるいは心理カウンセラーも一緒になって学校の中で組織的に対応していくというふうに考えております。

沼本委員 センターとしてそういうふうなマニュアルがあるんですか。

長澤教育相談担当課長 危機管理対応のマニュアルというのは、東京都の相談センターのマニュアルをもとに私どものマニュアルを、即何か事件、緊急なことが起こったときに常勤心理職だけではなくほかの職員も、そこで他機関からの相談等も、関係者への電話等もありますので、そのようにだれでもが即対応をということで、なかなかその辺のところを全員がというわけにはいきませんが、マニュアルは東京都のマニュアルに準じて置いてあります。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

角田委員 小学校訪問等々の相談の中で、特別支援教育に関する相談等はないんですか。

長澤教育相談担当課長 特別支援教育に関する相談というのは、学校訪問相談の中で約3割ほどは特別支援教育に関する相談でございます。

角田委員 そういった場合は、保護者との相談になるんですか、それとも学校と保護者と相談員という関係になるんですか。

長澤教育相談担当課長 その対象の内容にも、お子さんの内容にもよります。例えば保護者が家庭での対応を日々どうしたらいいかというような相談の場合は、予約をしていただきまして、心理カウンセラーが訪問の日に相談を受けます。また、学校での対応ということにつきましては、学校で管理職を中心に校内委員会等を立ち上げてありますので、そこで関係者が集まりまして検討いたします。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

宮田委員 教育財産の処分というので、3階部分を620平米処分すると。もうちょっと具体的にどうする、まさか壊すんじゃないんだろうと思うんですが、どういうことなんでしょうか。

相原公民館長 住吉公民館は住吉福祉会館と併設している建物でございます。現在あります住吉福祉会館の北側に新しい施設が建設されております。それに伴って、4月以降、取り壊されるということから、実際に住吉公民館自体の建物がなくなるということで、全部処分するというところでございます。

宮田委員 3階部分だけを壊す……

相原公民館長 全体の建物を壊します。

宮田委員 全部壊すけれども、3階部分だけが教育委員会だからと、そういうことですか。

相原公民館長 そういうことでございます。

宮田委員 わかりました。

竹尾委員長 処分ということで、機能をやめるという、実際そうでしょうか。

相原公民館長 そうでございます。

竹尾委員長 機能をやめておいて、全部を一緒に。

宮田委員 いずれにしても、壊すわけですね。わかりました。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

以上をもちまして報告事項を終わります。

竹尾委員長 日程第7 その他、を議題といたします。教育委員会全般のことについての御質問を受けたいと思います。

宮田委員 質問ではなくて感想なんですけれども、先々週でしょうか、音楽の発表会、私は第3部目なんですけれども、大変一生懸命子どもさんが歌って、また指導してくださった前田先生、日本体育大学の先生なんですけれども、的確な指導をなさっていて、非常にいい音楽会だというふうに思いましたので、それは、ああいうのは褒めてあげていただければというふうには是非思っております。

竹尾委員長 大変いい御意見を伺ったんですか、どなたかお答えを。

宮崎教育長 それでは、1部に角田委員、そして2部に私、3部に宮田委員が、そういう形で委員さんが来てくださったことに、担当の校長は本当に喜んでおりました。というのは、最初、スタートのときにはたった2校で、午前中で終わってしまったと。そして、現在は1

8校中15校と。それも、本当に子どもたちが、校内が歌声でいっぱいであると。それがああいう舞台に行ったときに、上がってくるときには凛とした姿勢で、おりてくるときにはもう笑顔であると。そういうことを教育委員さんはじめ皆さんがごあいさつの中に触れてくれて、本当にありがたいと。あちらのほうから委員会がありましたらくれぐれも感謝を述べておいてほしいということがございましたので、また今日の御意見もお伝えしたいと思います。ありがとうございます。

竹尾委員長 ほかに何かございますか。

沼本委員 同じように感想なんですけれども、この間、1月24日の日に小学校の研究報告会がありまして、あれは特に教育プラン21の課題に対して実際に実践し検証したというようなことで、大変すばらしい報告であったかなと思っています。

特にあの中で課題がというのが、2学期制の問題がありました。あとはもう一つは小中一貫教育についてということで、特に2学期制については、他市で行われているような発表の内容ではなくて、非常に実践、それから成果がよく出ていたのではないかなというふうに思っています。

それからもう一つは給食のことで、地域の農家の方と連携をした食材を使って学校給食に当たっているということで、私は、ああいう研究報告で出てきた成果を例えば次の教育プランというか教育ビジョンの中で、これがやはり西東京市の特色であると。特色ある教育とよくありますけれども、それは学校の特色ある教育だけではなくて、西東京のやっぱり特色ある教育というのを図っていかなければいけない。そういう意味で、今、中国のいろんな問題がありますけれども、地元の方々がつくった、そういう連携をした、本当に安全・安心の給食が西東京の特色ある給食であるというふうな、そういう研究報告が、あのままではなくて、学校がもちろん生かすだけじゃなくて、やはり教育委員会としても是非ああいう成果を生かしていただきたいなというふうに思っています。

それからもう一つは、あれは小学校の研究報告であったわけなんですけれども、参加する先生方は当然小学校の先生なんですけれども、是非機会があったらば、ああいう中に中学校の先生方も報告会に参加していただければ、小学校ではどういう教育を行っていて、実際にどこまで成果を上げているかというようなことがあの発表では非常によくわかるんですね。そういう意味では、小中連携というのは、近隣の小学校と小中連携するのではなくて、やっぱりああいう研究報告の中から小中一貫の成果というものを市の先生方にも理解してもらうという意味では、是非中学校のほうも参加して、また逆のこともあると思いますけれども、お願いしたいと思います。

大変すばらしい質の高い報告会だと思います。特に音楽の先生が最後に全員で歌って、教育委員会は殺伐としているけれども、非常に委員会は砂丘だというようなことが講評でありましたが、本当にそういうようなことを思いました。

以上です。

宮田委員 大体マスコミで教育委員会というと、今はたたかれる、悪いことが起こったというイメージがあると思うんですね。ですが、今、沼本委員おっしゃったように、特に地産地消で安全食生活というのを教育でやっているというのをもうちょっとマスコミなんかにも言

って、西東京市教育委員会はこういうことまでちゃんと考えてもう既にやっていたんだというのをアピールするというような努力も必要だと思うんです。それは、お母さんとか、ある一部分のところでは知っていて、いいというふうに皆さん思うんでしょうけれども、もっと市民一般の方々にも知っていただいて、そして教育委員会自身もアピールするということが必要だと思うので、現在渦中でありますので、これはまだ遅くないと思うんですね。西東京市の教育委員会の給食に対する取り組みというような、ちょっと今のテーマじゃ硬過ぎるかもしれませんが、そんな感じの軟らかい言葉にして、朝日新聞とか読売新聞その他に出されたら、よく投げ込みというのをやるんですけども、そういうのをされたらいかがでしょうか。

竹尾委員長 そうですね。やったらいいですよ。記者クラブが市はないんですよ。だから、どこか時々来るという形でしょう。東京都なんかは記者クラブがちゃんとあるものですから、全部何でもやっていたか。そうすると、簡単なパンフレットとか、何かの行事をやるといったらそれを、各社のポストがあるんじゃないですか、そこに入れて……

宮田委員 投げ込みというんですけどもね。

名古屋教育部長 その辺につきまして、東京都さんとか、記者クラブとか、そういうのが常駐しておりませんので、一応、市としては広報課が窓口になってございますので、その辺と連携を図りながら、うちのほうの教育広報ですか、そういうのがあったり、また市報等もございまして、そういったことも含めてまたPRに努めてまいりたいと思います。

宮田委員 市報は当然ですよ。私が申し上げたいのは、一般紙に教育委員会というのだともう必ず悪いことなものですから。

竹尾委員長 広報課というのがあるんでしょう。広報課長さんなりに動いてもらうのが一番いいと思います。

よろしゅうございますか。 質疑を終結します。

それでは、以上でその他を終わらせていただきます。

竹尾委員長 日程第6 報告事項(4) 教員に関する処分については、先ほどお諮りしましたが、人事に関する案件であることから、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして、会議を秘密会とさせていただきます。

秘密会といたしますので、恐れ入りますが、関係者以外の方は退席を願います。

それでは、暫時休憩といたします。

午後 3 時 4 2 分 休 憩

午後 4 時 0 2 分 再 開

竹尾委員長 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

以上をもちまして平成20年西東京市教育委員会第2回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後 4 時 0 2 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第 29 条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員